これまでの登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録申請における主な登録不可相当事例等

令和８年10月　総合教育政策局日本語教育課

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本資料について

✓ 本資料では、今後の登録申請に向けた検討の参考としていただくため、実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録審査において参照する以下の資料等と、これまでの審査における主な登録不可理由との関連を整理している。

・「登録実践研修機関研修事務規程策定基準（以下「策定基準（研修）」という。）」

・「登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準（以下「策定基準（養成）」という。）」

・「登録実践研修機関の登録、研修事務規程の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規程の届出等に当たり確認すべき事項（以下「確認すべき事項」という。）」

・「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム（以下「コアカリキュラム」という。）」

✓ なお、

– 以下の内容は、実際の申請に対する主な指摘内容を一般化等しており、具体の内容・状況によって、指摘の重大性等が異なること

– 審査については、本資料に掲載している内容以外も含めて網羅的に行われるものであることには十分に留意いただきたい。

Ⅰ 教育課程（１）全体の設計【実践研修、養成課程】

関係規程等	登録不可相当理由	事例
○策定基準（研修）1② 実践研修の**目的に照らし、各科目を体系的に実施する**ため、それぞれの科目を担当する能力を有する指導者の要件、教材、時間配分が適切に定められていること。 ○確認すべき事項 1（1）① 施行規則第28条各号に定める**科目について**、指導者、教材、時間配分、**体系性、評価方法等の適正性**について、「登録日本語教員実践研修・養成課程**コアカリキュラム」に照らして、シラバス等により確認**することとする。 ○策定基準（養成）1② **各科目が、養成課程の目的に照らし、**それぞれの科目を担当する能力を有する教授者により、適切な教材を用いて、適切な時間配分により、**体系的に行われる**こと。 ○確認すべき事項 2（1）① 施行規則第67条第1項に規定する科目について、教授者、教材、時間配分、**体系性等の適正性について、「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」に照らして、シラバス等により確認する**こととする。	課程の目標と各科目の内容及び評価方法が相互に関連していることを確認できないため。	課程全体の目標は示されているが、各科目がその達成にどのように寄与するのか説明されていない。
	「コアカリキュラム」や「日本語教育の参照枠」を踏まえた体系的な教育課程となっていることが確認できないため。	「必須の教育内容」が各科目に割り振られているだけで、科目間の順序、段階性及び関連性が示されていない。
	「コアカリキュラム」の学習・習得を通じて修了時に身に付ける「日本語教師（養成）に求められる資質・能力（知識・技能・態度）」が具体化されていることを確認できないため。	修了時に身に付ける知識・技能・態度と、課程を構成する各科目との対応関係が示されていない。

Ⅰ 教育課程（２）シラバス【実践研修、養成課程】

関係規程等	登録不可相当理由	事例
○策定基準（研修）1② 実践研修の目的に照らし、各科目を体系的に実施するため、**それぞれの科目を担当する**能力を有する**指導者の要件、教材、時間配分が適切に定められている**こと。 ○確認すべき事項1（1）① 施行規則第28条各号に定める科目について、**指導者、教材、時間配分、体系性、評価方法等の適正性について、**「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」に照らして、**シラバス等により確認する**こととする。 ○策定基準（養成）1② 各科目が、養成課程の目的に照らし、それぞれの科目を担当する能力を有する教授者により、**適切な教材を用いて、適切な時間配分により、体系的に行われる**こと。 ○確認すべき事項2（1）① 施行規則第67条第1項に規定する科目について、**教授者、教材、時間配分、体系性等の適正性について**、「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」に照らして、**シラバス等により確認する**こととする。	シラバスに、授業方法や教材、コアカリキュラムに示された各能力の修得を促す授業活動等が具体的に示されていることを確認できないため。	・実践研修コアカリキュラムにおける各学習内容について、「模擬授業」「教壇実習」「振り返り」等の活動名だけで、具体的な実施内容が記載されていない。 ・授業のテーマは記載されているが、教授方法及び使用教材が記載されていない。 ・受講者が授業内で何を行うのかが示されていない。
	科目の到達目標と授業内容、学習活動及び評価方法が対応していることを確認できないため。	・到達目標を「できる」の形式で記載しているが、その能力を育成する学習活動及び達成度を判断する評価方法が設定されていない。 ・科目の到達目標に技能の修得が含まれているが、授業内容は知識の説明を中心としている。 ・「模擬授業」に関する到達目標が設定されているが、評価方法が筆記試験のみとなっている。
	「必須の教育内容」の具体的な修得方法が示されていることを確認できないため。	・「必須の教育内容」の番号は記載されているが、各内容をどの学習活動によって修得させるのかが明確でない。 ・一つの授業回に複数の教育内容が対応付けられているが、それぞれをどの程度取り扱うのかが示されていない。 ・学習項目の修得方法が「学習する」「取り扱う」との記載にとどまり、どの課題、演習、成果物又は評価を通じて到達目標を修得させるのかが示されていない。

Ⅰ 教育課程（３）授業時間・時間配分・時間外学習【養成課程】

関係規程等	登録不可相当理由	事例
○策定基準（養成）1③ 各科目の実施に当たり、**通常の受講者が授業時間の二倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせるカリキュラム内容**としていること。ただし、授業時間を法が求める最低授業時数より増加する場合は、当該増加分以内で授業時間外の学習を減ずることは可能とする。 ○確認すべき事項2（1） ②養成課程の中で施行規則第67条第1項の科目以外の学習内容を含める場合には、**当該科目の学習が、375単位時間以上**となっているか確認することとする。 ③策定基準（養成）1③に規定する「通常の受講者が授業時間の二倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせるカリキュラム内容としていること」については、**養成課程の内容や期間について、授業時間のみ学習を行えばよいというものではなく、授業の予習や復習等の授業時間外の学習を考慮し、適切であることを確認する**こととする。その際、個々の受講者の授業時間外での学習時間の管理や、上記時間に該当する授業時間外に行う課題を課すことを必須とする趣旨ではないものとして確認を行うこととする。	必要な授業・指導時間が確保されておらず、教育内容ごとの時間配分及び授業時間外学習を含む学修量も明確でないため。	オンデマンド教材の標準視聴時間のみが示され、予習、復習及び課題作成を含む学修量が不明である。

Ⅰ 教育課程（４）オンデマンド授業【養成課程】

関係規程等	登録不可相当理由	事例
○策定基準（養成）1⑤ 養成課程の授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合、当該授業の方法が、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、登録日本語教員養成機関において、**対面授業に相当する教育効果を有すると認めたもの**であること。 イ）同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の場所において履修させるもの ロ）毎回の授業の実施に当たって、教授補助者が教室等以外の場所において受講者に対面することにより、又は当該授業を行う教授者若しくは教授補助者が**当該授業の終了後すみやかに**インターネットその他の適切な方法を利用することにより、**設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な教授を併せ行うもの**であって、かつ、当該授業に関する**受講者の意見の交換の機会が確保されている**もの ○確認すべき事項2（1）④ 養成業務規程策定基準1の⑤に規定するオンライン授業のうち、オンデマンドのものについては、①LMS（Learning Management System）やメール等により、**各回の授業を受講するたびに、受講者が教員やその補助者に対し、質問し、すみやかに回答を得られる体制**であること、②LMSの交流機能や対面やオンラインによる受講生同士の交流の場の確保により、**受講生同士が議論を行える機会が科目ごとに確保されていることについて確認する**こととする。	対面授業に相当する教育効果を担保する方法が示されていることを確認できないため。	・教材の視聴と確認テストだけで完結し、個別フィードバック、質疑等の十分な教授、意見交換の機会が確認できない。 ・各授業回に対応した質問受付、回答期限及び添削指導の方法が定められていない。 ・定期的な相談機会はあるが、個々の授業内容について質問し、速やかに回答を得る体制が整備されていない。 ・学習進度が異なる受講者同士が、同一内容について議論する機会の設計がない。 ・「必須の教育内容」が確実に修得できる養成課程の実施方法であることが確認できない。 ・養成段階修了時に身に付けておくべき知識・技能・態度のうち、特に、技能の習得を十分に担保できる教育設計となっておらず、また、技能の習得に係る評価・判定方法も十分ではない。

Ⅱ 指導体制（１）指導者・教授者の専門性【実践研修・養成課程】

関係規程等	登録不可相当理由	事例
○確認すべき事項1（2） ①施行規則第51条に定める**指導者の要件のうち**、**学位に関して**「日本語教育に関する」学科の専攻や科目の研究を求める規定や「日本語教育に関する研究業績」を求める規定については、**日本語教育学のみならず、教育学や言語学など日本語教育に関連する学位や研究業績であることを確認する。**その際、「研究業績」については、学術誌に掲載された査読付き論文の多寡のみならず、研究機関が発行する紀要での論文掲載や学会での発表などを含め、また、実践研究も含めて**実践研修の指導者としてふさわしい業績を有するか確認する**こととする。 ②施行規則第51条に定める指導者の要件のうち、同条第2号及び第3号の「研修又は授業」については、**実践研修に類する実践型の研修・授業や、教授法に関する研修・授業など、実践的な技術の習得や実践的な知識・技能の習得につながるものであることを確認する**こととする。	指導者・教授者の専門性が、担当科目に対応していることを確認できないため。	専門分野、学位、研究業績又は教育実績と、担当科目の内容との対応が明確でない。

Ⅱ 指導体制（２）教員配置・業務分担・組織的な実施体制【実践研修・養成課程】

関係規程等	登録不可相当理由	事例
○策定基準（研修） １③指導者数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適切な数の収容定員数及び同時に授業を受ける受講者数を定めて行われること。 ３①実践研修内容の編成等の責任者となる指導者（学科等において実践研修を実施する場合は当該学科等に所属する者に限る。）を置くこととしていること。②実践研修の実施に係る事務の責任者を置く等の**必要な職員の体制を整備**していること。	課程の規模及び実施内容に応じた教員が配置されていることを確認できないため。	・複数の課程又はクラスを同時に実施するために必要な教員数が確保されていない。 ・定員、授業科目数又は教壇実習回数に応じた教員配置となっていない。 ・複数の実習場所で同時に教壇実習を行う計画であるが、各実習場所で受講者を指導できる教員が配置されていない。
○策定基準（養成） １④教授者数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適切な数の収容定員数及び同時に授業を受ける受講者数を定めて行われること。 ４①養成課程の収容定員数133人につき1人以上の本務等教授者（養成課程の編成その他の当該養成課程に係る業務について責任を担う教授者であって、専ら当該養成課程を置く登録日本語教員養成機関（学部や学科等で養成課程を実施する場合は当該学部や学科等）の教育に従事するもの又は本務として当該養成課程を置く登録日本語教員養成機関（上記学部や学科等）の教育に従事するものをいう。）を置き、**実施上支障を来さない体制を整備することとしている**こと。②本務等教授者の中から主任者を置くこととしていること。③養成課程の実施に係る事務の責任者を置く等の**必要な職員の体制を整備する**こととしていること。	課程を適切に実施するための業務分担及び支援体制が整備されていることを確認できないため。	・同一の教員が複数の科目、教壇実習指導、受講者評価及び修了判定を担当しており、必要な指導時間を確保するための業務分担が整備されていない。 ・主任者等が課程編成、教材作成、受講者対応、教壇実習先との調整及び事務運営を担っており、各業務を分担する教員又は職員が配置されていない。 ・授業又は業務が特定の教員に依存し、不在時にも継続できる体制となっていない。
○確認すべき事項2（2）① 養成業務規程策定基準４の①に規定する「**実施上支障を来さない体制を整備する**」ため、**収容定員数に応じた本務等教授者が配置され、かつ、当該本務等教授者が最低３人を上回っているか確認する**こととする。	課程を組織的に実施するための情報共有及び意思決定の仕組みが整備されていることを確認できないため。	・課程の理念、到達目標、シラバス及び評価基準を教員間で共有する機会が設けられていない。 ・同じ授業科目を複数クラスで開講している場合、各担当教員ごとに評価基準が異なっており、機関として統一する仕組みがない。 ・教員会議、シラバスの相互確認、成績判定又は授業改善を行う手続が定められていない。 ・特定の担当者が不在の場合に、授業、評価又は実習先との調整を継続できない。

Ⅲ 教壇実習（１）実施形態【実践研修】

関係規程等	登録不可相当理由	事例
○策定基準（研修）１ ⑤教壇実習に関する科目は、**5人以上の生徒に対して同時に行われる日本語教育の授業**（教壇実習機関が開設する通常の日本語教育課程の一部又はそれに相当する実施形態であるものに限る。）の補助を行うものになっていること。ただし、教壇実習機関が小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校である場合にあっては、5人を下回っても差し支えない。 ⑥**教壇実習に関する科目は、受講者1人につき45分以上の授業の補助を単独で2回以上行うものになっていること。** ○確認すべき事項1（3） ①教壇実習に関する科目において、研修事務規程策定基準1の⑤に規定する「**教壇実習機関が開設する通常の日本語教育課程の一部」に「相当する実施形態である」授業**での教壇実習は、外国人等の生徒を募り、教壇実習機関が開設する**日本語教育課程に位置づけられた授業やそれに類する授業を実施するクラスを設置し、当該クラスにおいて教壇実習をするものとなっていることを確認**することとする。 ②研修事務規程策定基準１の④から⑥までに規定する教壇実習に関する科目における「授業の補助」とは、受講者が授業を実施する教員の補助的な支援をするものではなく、**指導者の指導・助言の下、受講者自身が教壇に立つ実施形態**のものであることを確認することとする。	通常の日本語教育課程等に位置付けられた授業で、指導者の助言の下、受講者自身が必要な回数・時間、教壇に立つ実施形態となっていることを確認できないため。	・実習クラスの目的、対象学習者、日本語レベル及び授業の位置付けが具体化されていない。 ・受講者一人当たりの実施回数及び授業時間が明確でない。

Ⅲ 教壇実習（２）協力教育機関との協定・指導者配置・役割分担【実践研修】

関係規程等	登録不可相当理由	事例
○策定基準（研修）5② **教壇実習機関と登録実践研修機関との間において**、教壇実習に関する科目の実施に関し**必要な事項を定めた協定を締結していること**。 ○確認すべき事項1（3） ④研修事務規程策定基準５の②に規定する教壇実習機関と登録実践研修機関との間の協定においては、**教壇実習を行う期間、教壇実習の内容、それぞれの機関の指導者等の役割分担、受講者の評価方法**、教壇実習機関から登録実践研修機関へ**受講者の教壇実習等の実施状況について伝達する方法**、事故等が発生した場合の**対応や責任、**教壇実習を委託する際の**費用等**、**円滑に教壇実習に関する科目を実施するために必要な事項が定められていることを確認する**こととする。その際、教壇実習機関へ任せきりでなく、**登録実践研修機関が責任を持って教壇実習等に関わる体制となっていることを確認**する。 ⑥研修事務規程策定基準５の③の規定に基づき教壇実習機関に置かれる指導者については、登録実践研修機関と教壇実習機関が別の機関である場合でも、登録実践研修機関に所属する指導者が、教壇実習を実施する期間中常に教壇実習機関に配置される場合もこれを満たすものとして確認することとする。 ⑦研修事務規程策定基準５の③の規定に基づき教壇実習機関に置かれる**指導者が同時期に複数の受講者を担当する場合、同時刻に単独で教壇に立つ受講者は１人とする**等個々の**受講者の指導に支障がないよう適切な配慮がなされていることを確認する**こととする。	協定に必要な事項が定められておらず、登録実践研修機関が計画、指導及び評価に責任を持って関与する体制となっていることを確認できないため。	・協定書に実習の受入れを行うことだけが記載され、指導、評価、情報共有及び事故対応等の必要事項が定められていない。 ・実習期間、実習内容、役割分担又は費用の取扱いが記載されていない。 ・授業案確認、実習指導、評価及び振り返りをどのような分担で担当するか定められていない。 ・実習状況及び評価結果を登録実践研修機関へ報告する方法が定められていない。 ・教壇実習機関側だけで受講者の評価を確定している。 ・登録実践研修機関側の指導者が、実施計画の作成又は最終評価に関与していない。